令和３年５月８日

神奈川県行政書士会

会長　田後　隆二　様

神奈川県知事　黒岩　祐治

（公　印　省　略）

まん延防止等重点措置に係る協力のお願いについて

　日ごろより、県政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

令和３年５月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という)に基づくまん延防止等重点措置期間が令和３年５月31日まで延長されました。それを受け、令和３年５月７日及び８日に対策本部会議を開催し、対象区域に横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町を追加するとともに、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」を改正し、措置区域内における1,000平米超の大規模な集客施設への営業時間短縮の要請など、更なる感染防止対策を実施することといたしました。

措置区域内の飲食店等に対しては引き続き、５月31日までの間、法第31条の６に基づき、５時から20時までの営業時間短縮（酒類・カラオケ設備の提供は終日停止）の要請を行います。

その他区域の飲食店等に対して、５月31日までの間、法第24条９項に基づき、５時から21時までの営業時間短縮をお願いします。

その他、別紙のとおりお願いさせていただきます。

別添

　１　知事メッセージ

　２　神奈川県実施方針

　３　(別紙)事業者の皆様へ

問合せ先

政策局政策法務課

訟務グループ 加藤

045-210-1111(内線2420)